

八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業
支援業務委託事業者募集要領

1. 趣旨

校区まちづくり協議会や地区福祉委員会等、地域団体の活動基盤となる町会・自治会（以下「町会」という）の加入率が、近い将来に5割を切る状況が迫っており、町会加入促進の検討に加え、若い世代が参画しやすい活動への見直しや市からの依頼事項の見直しによる役員等担い手の負担軽減策の検討が急務となっています。

また、地域団体だけでなく市民活動団体による様々な活動が、社会の変化や地域課題に対応した活動となり団体間の連携・協力により発展していくよう、市民活動支援ネットワークセンターの中間支援機能を高めていくことが予てからの検討課題となっています。

このような課題を踏まえ、町会の実態把握を行い、現状の課題を整理・分析し、今後の行政としての支援策・方針、町会としての活動のあり方等についてのガイドラインの作成、また、活動団体のニーズに対応した中間支援のあり方について方向性を取りまとめるために、アンケート調査やヒアリング調査、現状と課題の整理・分析、庁内検討委員会等にて検討を進めます。これらの業務の実施にあたっては、一定程度以上の見識を有する事業者の支援が必要であるため、公募型プロポーザル方式にて受託事業者の選定を行います。

2. 委託業務名

「八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務」

3. 業務の内容

「八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務仕様書」のとおり

4. 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 提案上限額

5,386,740円（消費税、地方消費税、本業務に係る一切の費用を含む。）

6. 提案参加資格

下記の(1)～(8)の要件を提案参加資格とします。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から審査日までの間に、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の規定に該当する次の者であること。
 - ア 引き続き2年以上その営業を行っていること。
 - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
 - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (7) 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

7. 選定スケジュール

No.	内容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	令和5年7月3日(月)～7月26日(水)
2	プロポーザル参加申請書等の提出	令和5年7月3日(月)～7月12日(水)
3	実施要領、仕様書等に関する質問受付	令和5年7月3日(月)～7月14日(金)
4	実施要領、仕様書等に関する質問の回答	令和5年7月18日(火)まで
5	企画提案書等の提出	令和5年7月3日(月)～7月26日(水)
6	プレゼンテーション実施要請通知	令和5年7月31日(月)
7	受託候補者選定委員会開催 (プレゼンテーション審査)	令和5年8月8日(火)
8	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	令和5年8月10日(木)
9	契約の締結(契約前の事前協議あり)	令和5年8月15日(火)

8. プロポーザル参加申請書等の提出

本業務に応募される事業者は参加申請書(様式1)、事業者概要(様式2)、納税証明書(写し可)、法人登記簿謄本(写し可)、印鑑証明書(写し可)及び誓約書(様式9)を各1部、下記(1)の期日までに八尾市電子申請システム「八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務の応募フォーム」(以下「応募フォーム」という。)によりデータで提出してください。

なお、誓約書(様式9)については、押印した原本を、下記(1)の期日までに下記(3)の提出先へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 令和5年7月26日(水)午後5時まで(必着)

(2) 応募フォームによりデータで提出いただく書類

①参加申請書(様式1)

②事業者概要(様式2)

③法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

④市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑤法人登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)

⑥印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)

⑦誓約書(様式9 データ提出に加え、押印した原本については別途郵送等が必要)

※ただし、令和5年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録をされている場合は上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(3) 持参または郵送により提出いただく書類(様式9)の提出先

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階

八尾市人権ふれあい部コミュニティ政策推進課 電話：072-924-3827（直通）

（受付時間 午前9時から午後5時まで）

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

9. 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式8）を記入し、持参か郵送で提出してください。なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

10. 企画提案書等の配付及び提出について

企画提案書は下記、様式3～7とし、八尾市町会加入促進等検討事業支援業務と八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務に分けて作成し、それぞれ原本1部、副本10部（計11部）の印刷物の提出及び応募フォームによりデータで提出してください。また、企画提案書は情報公開の対象となるため、提案書内に企業機密情報やノウハウが示されている場合は、当該箇所を除いた情報公開用の企画提案書もデータで提出してください。なお、副本においては事業者を特定できないように、会社名等は記載しないでください。

(1) 提出期限 令和5年7月26日（水）午後5時まで

- (2) 提出書類
- ①企画提案書（様式3）
 - ②提案内容（様式4-1～3）
 - ③類似業務実績（様式5）
 - ④業務執行体制（様式6）
 - ⑤経費見積価格（様式7）

11. 提案様式の記載上の留意事項

ア。「5. 提案上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。

イ. 提案書類は、A4縦左綴じで、各支援業務につき、片面換算で15頁以内（表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む）とすること。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えありませんが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。

ウ. 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。また、提案内容の他、当該業務を効率的効果的に実施するための手法についても記載すること。

なお、様式3～7については、任意様式を可とします。ただし、記入項目の変更は不可。

エ. 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認めません。

オ. 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

カ. 当該事業の申請にかかる事前説明会は開催しません。

12. 提案に関する質問等

(1) 受付期間

令和5年7月3日（月）から同年7月14日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問は八尾市電子申請システム（「八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務」公募型プロポーザルの質問フォーム）により行うこと。

(3) 回答

本市ホームページ上に回答を掲載します。

13. 選定方法

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。

【プレゼンテーション】

(1) 日程・場所

日 程 令和5年8月8日（火）

場 所 八尾市役所本館 8階 第2委員会室

※プレゼンテーションの開始時間は参加申請者によって異なるので、詳細は、別途、それぞれに電子メールで通知します。

(2) 提案説明内容等

ア. プレゼンテーションの内容は、提出された提案書の内容に基づくものとし、提案内容の訂正等は認めません。

イ. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとし、なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「XJ-M256 CASIO」については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参すること。

ウ. 提案説明は1者あたり30分以内とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。

エ. 参加者は4名までとし、提案者が判別できる着衣、記章等は禁止とする。

14. 審査項目及び評価内容

別紙「八尾市町会加入促進等検討事業及び八尾市中間支援組織のあり方検討事業支援業務委託事業者選定基準」のとおり

15. 審査結果

審査結果は、令和5年8月中旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

16. 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定します。

17. 契約保証金

契約保証金は契約金額の5/100以上とします（ただし、利子は付しません）。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

18. プロポーザル参加に際しての注意事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

(1) 失格または無効

ア 経費見積書に記載された見積額が本募集要領で示す予算額（上限額）を超える場合

イ 提案書等の提出期限、提出場所又は提出方法が本募集要領に適合しない場合

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部に著しい不備がある場合

エ 提案書に虚偽の内容が記載されている場合

オ 同一提案者が複数の提案を行った場合

カ 本募集要領に定められた手法以外の手法により選定委員会委員及び関係者などに選定に係る援助又は便宜を直接的若しくは間接的に求めた場合

キ その他本募集要領などに違反又は著しく逸脱したと認められる場合

(2) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(4) その他

提案者はプロポーザル参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

19. 問合せ先

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾役所本館3階

八尾市人権ふれあい部コミュニティ政策推進課

電話：072-924-3827（直通） FAX：072-992-1021

E-mail：com-suishin@city.yao.osaka.jp